

第 3 号

令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 1 表 繰越明許費

| 款       | 項       | 金 額             |
|---------|---------|-----------------|
| 1 土 木 費 |         | 千円              |
|         |         | <b>675, 000</b> |
|         | 1 港 湾 費 | 675, 000        |
| 合 計     |         | <b>675, 000</b> |